

室蘭工業大学大学院博士後期課程社会人学生授業料免除要項

平成 25 年 3 月 28 日

学長伺定

(目的)

第 1 条 室蘭工業大学の大学院博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）に在籍している社会人学生の修学を支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項の社会人学生とは、以下の者をいう。

(1) 室蘭工業大学大学院工学研究科規則第 4 条第 3 項（大学院設置基準第 14 条）による教育研究指導を受けている者

(2) 前号以外のもので、定職を有している者

(免除対象者)

第 3 条 博士後期課程に在籍している社会人学生で、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 人物・学力ともに優れている者

(2) 在学期間が 3 年（長期履修学生は許可された長期履修期間）を超えていない者

(免除金額)

第 4 条 半期分毎の授業料半額とする。

(免除期間)

第 5 条 入学時から修了時までの 3 年間とする。ただし、長期履修学生は、許可された長期履修期間とする。

(休学期間の取り扱い)

第 6 条 休学期間については、免除の対象外とする。ただし、免除後に休学を許可された場合には、その免除金額の基礎となる期間は、免除期間に算入する。

(申請期限)

第 7 条 前期分は 4 月末日、後期分は 10 月末日とする。

(免除の手続き)

第 8 条 免除の申請をする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 室蘭工業大学大学院博士後期課程社会人学生授業料免除申請書

(2) 室蘭工業大学大学院博士後期課程社会人学生授業料免除推薦書

(3) 在職証明書

(4) その他必要な書類

(選考)

第 9 条 書類審査の上、学長が選考する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から実施し、平成 25 年度入学者から適用する。